

茨城県立医療大学大学院学生の表彰及び懲戒に関する規程

平成 23 年 12 月 21 日

大学院研究科委員会

改正 平成 27 年 3 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県立医療大学院学則（平成 12 年茨城県規則第 201 号）第 38 条及び第 39 条に規定する学生の表彰及び懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第 2 条 学生への表彰は、表彰状を授与して行うものとする。

(懲戒)

第 3 条 学生への懲戒は、処分書を交付し、かつ、学内に公示して行うものとする。

(懲戒の種類等)

第 4 条 懲戒の種類及び効果は次の通りとする。

- (1) 訓告 注意を与え、戒めを告げること。
- (2) 停学 期間を定め、又は定めしないで登校を停止すること。
- (3) 退学 退学させること。この場合においては、再入学を認めない。

(手続)

第 5 条 教員は、表彰又は懲戒に該当すると思われる学生の行為について知ったときは、研究科長及び学生部長に報告するものとする。

2 研究科長及び学生部長は、前項の規定による報告を受けたときは、茨城県立医療大学大学院運営会議学生委員会（以下「運営会議委員会」という。）を開き、事実関係を詳細に調査し、表彰又は懲戒の適否を協議するものとする。

3 運営会議委員会は協議の結果、相当の理由があると認めるときは、その結果を研究科委員会に報告する。

(審議)

第 6 条 研究科委員会は、運営会議の報告に基づき、当該学生の表彰又は懲戒について審議のうえ、学長に報告する。

2 前項の議事は、構成員の 3 分の 2 以上の出席を要し、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(決定)

第 7 条 学長は、前条の定めるところにより研究科委員会の意見を聴き、当該学生の表彰又は懲戒を決定する。

(補則)

第 8 条 この規定に定めるもののほか、学生の表彰及び懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 23 年 12 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。